

改正

平成17年3月1日規則第4号

長野市自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市自然環境保全条例（平成15年長野市条例第36号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保全地域の指定等の告示)

第2条 条例第9条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全地域の名称
- (2) 保全地域（地域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の地域
- (3) 保全地域の指定又は地域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第10条第4項において準用する条例第9条第3項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全計画の決定又は変更の案の概要
- (2) 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第3条 市長は、条例第9条第5項（同条第8項及び条例第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認める者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会の4週間前までに行うものとする。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の1週間前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者に対しその旨を通知するものとする。

5 公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。

6 公聴会において、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者及び意見を聴

こうとする案件に対して異議を有する者に、異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

- 7 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 8 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 9 公述人及び発言を許された者は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。
- 10 公述人及び発言を許された者が、前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は注意し、なお従わないときはその発言を禁止し、又は制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。
- 11 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を制止し、その命令に従わないときは、退去させることができる。

(保全のための施設)

第4条 条例第11条の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- (2) 排水施設及び廃棄物処理施設
- (3) 植生復元施設、病害虫等除去施設及び防火施設
- (4) 給じ施設

(保全地域における行為の許可申請書)

第5条 条例第12条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、長野市自然環境保全地域内何々許可申請書(様式第1号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添えなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及びカラー写真
- (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした図面
- (5) その他市長が指定する書類

(保全地域内の行為の許可基準)

第6条 条例第12条第3項の規則で定める基準は、別表第1に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げるとおりとする。

(非常災害のために必要な応急措置として行う行為の届出書)

第7条 条例第12条第5項の規定による届出は、長野市自然環境保全地域内非常災害応急措置行為届出書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の届出書には、第5条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(着手行為の届出書)

第8条 条例第12条第7項の規定による届出は、長野市自然環境保全地域内行為着手済届出書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の届出書には、第5条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(保全地域内における許可を要しない行為)

第9条 条例第12条第8項第2号の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。

(保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第10条 条例第12条第8項第4号の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。

(行為完了の報告書)

第11条 条例第14条の規定による報告は、長野市自然環境保全地域内行為完了報告書(様式第3号)によるものとする。

(事前協議書の提出)

第12条 条例第15条の規定による協議は、長野市自然環境保全地域内開発行為事前協議書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、第5条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(自然環境影響調査の対象)

第13条 条例第16条の規則で定める基準は、面積3,000平方メートルとする。ただし、周辺の環境等を考慮して市長が特に必要があると認める開発行為は、長野市環境審議会の意見を聴いて別に定める規模とする。

(自然環境影響調査)

第14条 条例第16条第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該行為の自然環境に与える影響の軽減措置
- (2) 他の方法によって当該行為の目的を達成し得る代替案が考えられる場合には、それらの代替案と当該行為との自然環境の保全の観点からの比較
- (3) 当該行為の総合的評価

(自然環境影響調査の届出書)

第15条 条例第16条の規定による届出は、長野市自然環境影響調査結果届出書(様式第5号)によるものとする。

(法律等)

第16条 条例第18条に規定する規則で定める法律及び長野県の条例は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）及び長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）とする。

（身分証明書）

第17条 条例第20条第2項又は第22条第4項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

（自然環境保全推進委員の任期）

第18条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第1条から第4条までの規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

保全地域内の行為の許可基準

- 1 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること。
 - （1）当該建築物その他工作物の規模、形態及び用途が、その行為が行われる土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 - （2）形態及び色彩が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。
 - （3）建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備を除く。）の高さが地盤面（人口地盤を除く。）から13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること（建築物にあつてはこう配屋根とすること。）。
 - （4）集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。）又は集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。）にあつては敷地面積を戸数で除して得た面積が250平方メートル以上であること。

- (5) 建ぺい率は40パーセント以下、容積率は80パーセント以下であること。
 - (6) 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のこう配が30度以下であること。
 - (7) 当該建築物の壁面線は、別に定める幹線道路の路肩から10メートル以上、支線道路の路肩から5メートル以上離すこと（既存の建築物の改築において、土地の構造上その長さが確保できない場合は、既存の建築物を超えない範囲で建築することができる。条例の施行の日前に区画された宅地において土地の構造上その長さが確保できない場合は、2メートル以上離すこととする。）。
 - (8) 当該建築物の壁面線は、敷地境界線から5メートル以上離すこと（既存の建築物の改築において、土地の構造上その長さが確保できない場合は、既存の建築物を超えない範囲で建築することができる。条例の施行の日前に区画された宅地において土地の構造上その長さが確保できない場合は、2メートル以上離すこととする。）。
 - (9) 当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。
 - (10) へい、その他遮へい物は設けないこととし、やむを得ず設けなければならない場合には生垣とすること。
 - (11) 誘導標、指導標等及び敷地内営業用看板を表示し、又は設置する場合（屋上以外に設置する場合に限る。）は、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 自己用であること。
 - イ 高さは5メートル以下とすること。
 - ウ 面積は5平方メートル以内（誘導標は1平方メートル以内）とすることとし、全体表示面積は10平方メートル以内（誘導標は2平方メートル以内）とすること。
 - エ 材質は木質観とすること。
 - オ 照明は下向きとすること。
 - カ 保安上必要なものを除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用しないこと。
 - キ 他の誘導標から100メートル以上離すこと。
- 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (1) 当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が変更を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 - ア 土地を開墾すること。
 - イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ウ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

エ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

オ 工作物の新築、改築若しくは増築又は鉱物の掘採若しくは土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

カ 駐車場又はグラウンドを設置するため土地の形質を変更すること。

(2) 分譲することを目的とした一連の土地又は売却、貸付け若しくは一時的な使用を目的とする建築物を二棟以上設けることとする一連の土地(以下「分譲地等」という。)を造成する場合は、次のアからウまでに該当し、かつ、変更の方法及び規模が変更を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積がすべて700平方メートル以上とされていること。

イ 分譲地等の造成の計画において、こう配が30度を超える傾斜地及び別に定める幹線道路の路肩から10メートル、支線道路の路肩から5メートルの土地をすべて保存緑地とすること。

ウ 分譲地等の造成に係る工作物は、道路、給排水施設、境界くい等居住者の日常生活に必要であり、かつ、共通に整備することが適当であるもののみとすること。

(3) 道路を新設し、又は改良する場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 縦断こう配が9パーセントを超える道路は舗装の上、滑り止めの措置を講ずること。

イ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊の予防措置を講ずること。

ウ 法面の緑化措置を講ずること。

エ 道路の線形は、地形に順応させること。

オ 盛土又は切土は最小限とすること。

3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

(2) 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

(3) 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(5) 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

4 木竹を伐採すること。

木竹の伐採の方法及び規模が、伐採を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

5 水面を埋め立てること。

水面を埋め立てる方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

6 井戸を掘削すること。

井戸を掘削する場合は、既存の井戸から300メートル以上離すこととし、掘削を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

7 排水を放流し、又は地下浸透させること。

排水を放流し、又は地下浸透させる場合は、次に掲げる要件に該当し、行為を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(1) 住宅、事業所及び別荘については浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するものをいう。）を設置することとし、長野市浄化槽の設置及び維持管理等に関する指導要綱（平成15年長野市告示第427号）に基づいて維持管理を行うこと。

(2) 井戸の周辺30メートル以内は地下浸透処理をしないこと。

(3) 排水を放流する場合は排水先の水路の構造等その維持管理上支障のないようにすること。

(4) 排水先が確保できない等やむを得ず地下浸透させる場合は長野市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱（平成15年長野市告示第428号）に基づく構造として維持管理を行うこと。

別表第2（第9条関係）

通常管理行為又は軽易な行為で許可を要しないもの

1 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装する行為で次に掲げるもの

(1) 床面積の合計が50平方メートル以下の建築物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること（改築、増築又は移転にあつては、改築、増築又は移転後において床面積の合計が50平方メートル以下となる場合における改築、増築又は移転に限る。）。

(2) 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給じ台若しくは給水台を設置すること。

(3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に規定する地すべり防止区域、河川法（昭和39年法律第167号）第6

条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標を設置すること。
- (5) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- (6) 信号機、防護さく、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新設することを含む。）。
- (7) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- (8) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- (9) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- (10) 郵便（信書便）差出箱、集合郵便等受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
- (12) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
- (13) 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- (14) 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
- (15) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
- (16) 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（アからウまで又はカに掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築又は増築後においてアからウまで又はカに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が50平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

イ 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの

ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

エ 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備

オ 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

カ 高さが5メートル以下のその他の工作物

(17) 条例第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた行為又はこの表の各項に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

(18) 法令の規定により、又は保安の目的で標識、看板等を設置すること。

2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更する行為で次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

3 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為で次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

(3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。

4 木竹を伐採する行為で次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内において、木竹を伐採すること。

(2) 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

(3) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、枝打ちし、除伐し、又は間伐すること。

(4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

(5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

5 水面を埋め立てる行為で次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

6 1 から 5 ままでに掲げるもののほか次に掲げる行為

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第25条の2第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為
- (2) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- (3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が50平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が50平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - イ 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- (5) 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
- (6) 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された有形文化財若しくは同条例第31条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物又は長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）第4条第1項の規定により指定された指定有形文化財若しくは同条例第31条第1項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第18条第3項（同法第

21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(9) 工作物の修繕のための行為

7 1から6までに掲げる行為に附帯する行為又は条例第12条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第25条の2第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第12条第1項第4号に掲げる行為で条例第10条に規定する保全計画において指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

別表第3 (第10条関係)

国及び地方公共団体が行う行為で許可を要しないもの

- 1 砂防法第1条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 2 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 3 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 5 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- 6 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 7 遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防若しくは捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うために車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

8 1 から 7 までに掲げる行為に附帯する行為

様式第 1 号の 1 (第 5 条関係)

様式第 1 号の 2 (第 5 条関係)

様式第 1 号の 3 (第 5 条関係)

様式第 1 号の 4 (第 5 条関係)

様式第 1 号の 5 (第 5 条関係)

様式第 1 号の 6 (第 5 条関係)

様式第 1 号の 7 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条、第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 11 条関係)

様式第 4 号 (第 12 条関係)

様式第 5 号 (第 15 条関係)

様式第 6 号 (第 17 条関係)